

を辭職すること、し十一日の朝より平常道就業遂行したの
である。

十二、解決状況

會社側では八月十七日重役會を開催し協議の結果遂に所轄
警署署長に調停を依頼することとなり、次で従業員側に
於ても署長に一任したので、同署長の調停に依り十七日夜次
の條件を以て解決せり。

解決條件

- 1、會社の聲明書及従業員の要求撤回
- 2、退職手當の支給率を三年以上十年迄一ヶ年に付一ヶ月半
十年以上同二ヶ月と改正し支給々料額は前月分給料額と
す。

支拂の方法は従来の會社算定方法に依る。

- 3、機關庫増員は認めず、吉塚驛宿直者に勝田驛同様五十鐘
を支給すること

- 4、今回の件に付双方犠牲者を出さざること

- 5、今回退職せる倉永四郎井上徳助に對する退職手當は既に
支給したる金額とす但し在職中の勤務成績優良なる倉
永四郎に對しては會社より別途に金一封を贈與す
- 6、今後勞資協調主義に則り業務の遂行を期すること

以上